

## 介護保険施設での食費・部屋代の負担軽減の基準が変わりました

- 介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金などの資産をお持ちの方などにはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行いました。

Q1：どんな改正が行われたのですか？

A1：これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人および同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは、以下の取扱いを追加しました。

- ① 配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする(世帯が同じかどうかは問わない)
- ② 預貯金などの金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする
  - ・ 配偶者がいる方：合計2,000万円
  - ・ 配偶者がいない方：1,000万円

※ 預貯金などの額の基準は、入居期間が比較的長い特別養護老人ホームの入居期間の実態や施設入所にかかる費用などを考慮して設定しています。

### 〈食費・部屋代の負担軽減対象者の判定の流れ〉

